

## 無接道敷地統合助成の申請に必要な書類一覧表（書面申請版）

ご用意いただく書類		対象承認申請時	統合完了後
<b>A 申請者の確認のために</b>			
1	無接道敷地解消促進支援助成対象承認申請書（第1号様式）	○	
2	関係者権利承諾書	○	
3	助成対象者の住民票の写し	○	
4	区市町村民税納税証明書（法人の場合は、法人税の納税証明書） ※申請者の納税証明書、建物に共有者がいる場合、全員分が必要	○	
5	固定資産税・都市計画税納税証明書	○	
6	消費税関係書類 ※「消費税相当額助成の要否判定フロー」に従い必要な書類を添付	○	
<b>B 対象地に関するもの</b>			
7	案内図 ※申請地の所在がわかるもの	○	
8	対象地の現況写真（2方向程度）	○	
9	対象地の公図の写し	○	
10	土地の登記事項証明書（無接道敷地、統合する隣接地の両方）	○	
11	建物の登記事項証明書 ※除却対象の建物について 登記がない場合、建築年月日が確認できる別の資料を添付	○	
<b>C 対象経費に関するもの</b>			
12	測量、土地売買等の各費用を確認できる見積書	○	
13	老朽建築物の除却工事の見積書及び工程表	△	○
14	測量、土地売買等の契約書		○
15	測量費用、土地売買費用等の領収書		○
<b>D 敷地統合に関するもの</b>			
16	無接道敷地解消促進支援助成敷地統合完了報告書（第6号様式）		○
17	対象地の測量図		○
18	統合後の土地の登記事項証明書		○
<b>E 助成金交付に関するもの</b>			
19	無接道敷地解消促進支援助成金交付申請書（第7号様式）		○
20	無接道敷地解消促進支援助成金交付請求書（第9号様式）		○

▲印は、早めに準備できているときに、提出いただく時期を示しています。

申請内容の審査に当たり、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。

提出者様へ特にお伝えすること

- ①提出後、書類の追加や訂正、また見積もり等の極めて詳細な内訳をお願いすることがあります。
- ②法人や個人事業者での申請の場合、消費税相当額が助成されないことがあります。  
消費税相当額の補償については、法人税の確定申告書等を元に判断させていただきます。